

第5類 給 与

第1章 報酬・費用弁償

○印旛郡市広域市町村圏事務組合特別職の職員で非常勤の ものの報酬及び費用弁償に関する条例

昭和47年9月14日
条 例 第 10 号

改正	昭和50年10月20日	条例第2号	平成15年2月14日	条例第1号
	昭和53年4月1日	条例第1号	平成17年3月28日	条例第4号
	昭和59年3月29日	条例第2号	平成19年3月28日	条例第6号
	平成2年3月13日	条例第1号	平成20年12月1日	条例第5号
	平成3年3月29日	条例第2号	平成27年3月27日	条例第5号
	平成13年3月29日	条例第4号		

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第203条及び第203条の2の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 法第203条に定める議員報酬、第203条の2に定める非常勤職員報酬の額は、別表第1のとおりとする。

(費用弁償)

第3条 法令に定めるもののほか特別職の職員が、その属する機関若しくは組合の機関の求めにより会議に出席し、又は公務のため旅行したときは費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費（次項に規定する場合を除く。）の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料、食卓料及び組合区域内旅費とし、その額は別表第2のとおりとする。

3 外国旅行の場合の旅費については、印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の旅費に関する条例（平成13年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第3号）第18条の規定を準用する。

(支給方法)

第4条 報酬は、その額が年額で定められているものについては、一の年度分を2回に分け、9月及び3月にそれぞれ支給する。

2 報酬は、その額が年額で定められているものについては、年度の途中においてその職に就いたときはその月から、その職を離れたときはその月まで月割計算により支給する。ただし、同一人に対しては、次の各号に掲げる職の区分に応じ当該各号に掲げる報酬は、月を重複して支給しない。

(1) 管理者、副管理者、議長、副議長及び議員の職 これらの職に係るすべての報酬

(2) 監査委員及び監査委員（議員選出） それぞれ一の職に係る報酬

3 前項ただし書（同項第2号を除く。）の場合において、その重複する月分の報酬については、その月におけるその者の同項第1号の職に在職した日数の合計に対する同号のそれぞれの職の在職日数の割合に応じて計算する。

4 報酬は、その額が月額で定められているものについては、月の途中においてその職に就いたときはその日から、その職を離れたときはその日まで日割計算により支給する。ただし、死亡したときは、死亡した月まで支給する。

5 前各項に定めるほか、報酬及び旅費の支給方法については、一般職の職員の給与及び旅費の支給方法の例による。

（規則への委任）

第5条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附 則

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年10月1日から適用する。

附 則（昭和50年10月20日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則（昭和53年4月1日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年3月29日条例第2号）

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（平成2年3月13日条例第1号）

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成3年3月29日条例第2号）

（施行期日）

1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は、次頁に定めるものを除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に完了する旅行について適用し、施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

3 改正後の条例別表の規定は、施行日以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち、施行日以後の期間に対応する分について

適用し、当該旅行のうち、施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月29日条例第4号）

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、次項に定めるものを除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に完了する旅行について適用し、施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第3条及び別表第2の規定は、施行日以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち、施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成15年2月14日条例第1号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月28日条例第4号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月28日条例第6号）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条の規定により従前の例により在職する収入役の任期中は、この条例による改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定第4条第2項第1号の規定及び別表第1の規定（収入役の項を削る部分に限る。）は、適用せず、改正前の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成20年12月1日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月27日条例第5号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1

区 分	報 酬 の 額
管 理 者	年額 95,000円
副 管 理 者	年額 77,000円
議 長	年額 72,000円
副 議 長	年額 60,000円

議 員		年額	48,000円
監 査 委 員		年額	60,000円
監査委員（議員選出）		年額	44,000円
情報公開審査会	会 長	日額	8,100円
	委 員	日額	7,600円
再評価委員会	委員長	日額	8,100円
	委 員	日額	7,600円
個人情報保護審査会	会 長	日額	8,100円
	委 員	日額	7,600円

別表第2

(1) 宿泊料及び食卓料

区 分	宿 泊 料 (1夜につき)	食 卓 料 (1夜につき)
別表第1に掲げる特別職の職員	14,000円	2,700円

(2) 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び組合区域内旅費

区 分	鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃	組 合 区 域 内 旅 費
別表第1に掲げる特別職の職員	一般職の職員に支給する旅費の額に相当する額	一般職の職員に支給する組合区域内出張旅費の例による額

備考 組合区域内旅費の宿泊料実費額を算定する際の基礎となる宿泊料定額は、(1)の表に掲げる宿泊料額とする。